

論文式試験問題

〔商法〕

次の【事例】を読んで、後記の〔設問１〕及び〔設問２〕に答えなさい。

【事例】

1. 甲社は、１９８０年４月１日に設立された、不動産の賃貸業を営む、資本金１０００万円の株式会社である。甲社の発行済み株式総数は６００株であり、株主はＡ（３００株保有）、Ｂ（２５０株保有）及びＣ（５０株保有）の３名である。なお、Ａ、Ｂ及びＣ（以下「Ａら」と総称する。）は兄弟であり、甲社はＡらの父親であるＤが１００％出資して設立した会社であって、Ｄの死亡に伴い、Ａらが上記持株数にて甲社株式をＤより相続したものである。
2. 甲社は取締役会設置会社であり、取締役はＡ、Ｂ及びＣであり、Ａが代表取締役であり、またＡの妻であるＥが監査役を務めている。また、甲社の定款には、甲社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない旨の規定がある。また、甲社は株券発行会社である。
3. 甲社は○県内のオフィスビル一棟を所有しており、当該ビルのテナントへの賃貸が主な事業であり、当該賃貸による収入が甲社の唯一の収入源であった。
4. ２０２３年５月頃、Ａ、Ｂ及びＣ（以下「Ａら」と総称する。）は、自身らが高齢となり、その子らも甲社の事業を承継する意図がないことから、その有する甲社株式の全てを第三者に譲渡することを検討するに至った。Ａらは、Ｍ＆Ａの仲介会社から、総合不動産業を営む乙社を紹介され、以後Ａらと乙社の間で株式譲渡に関する交渉が行われることとなった。
5. ２０２３年７月頃、交渉の過程において、甲社はその設立時、現実に株券を発行しており、Ａ及びＢは株券を保有しているものの、Ｃは過去の引越の際に株券を紛失していたことが判明した。Ａらはこのことを乙社に説明したところ、乙社としては「当該事情が判明したとしても甲社株式を購入したいという意向は変わらないものの、乙社の決算の関係で、株式譲渡は２０２３年９月までに株式譲渡を実行する必要がある。」と述べた。Ａらとしても、乙社の意向を最大限尊重すべく、２０２３年９月までに株式譲渡を実行すべく協力したいという意向である。

〔設問１〕

Ａらの乙社に対する甲社株式の譲渡を２０２３年９月末日までに完了させるために、Ａら及び甲社が取得する会社法上の手続について検討せよ。

6. その後乙社は２０２３年９月末日付でＡらより甲社の全株式を譲り受け、その経営権を掌握した。Ａら及びＥは株式を譲渡した２０２３年９月末日付で甲社の取締役及び監査役を退任し、乙社から新たな取締役３名及び監査役

が選任された。

7. 2024年8月、Xと名乗る人物が乙社（なお、株式譲渡の実行後は甲社と乙社は同一の場所を本店所在地としている。）を訪れ、「私はCから甲社の株式を譲り受け、その株券をもっている。今の甲社の株主は乙社ということなので、この株券を買い取ってほしい」と主張した。乙社は、「甲社の株式は当社が100%保有しているものであり、あなたが株主であると認めるつもりはない」と述べたものの、Xが持参した株券の券面には「50株券」と印刷されており、発行日として会社設立の日と同じ1980年4月1日との記載があり、当該券面には当時の甲社の代表印が押印されていた。なお、Xの話によると、CからXへの株式の譲渡については口頭で合意されたものであり、契約書は作成されていないとのことである。
- 8 乙社はXのことについてCに問い合わせたが、Cは「Xは自分の全く知らない人物である。私は甲社株式をXはおろか誰にも譲渡したことはないし、Xから譲渡代金を受け取った事実もない。Xは私が紛失した株券を何らかの方法で取得したのではないか」と述べている。

[設問2]

甲社が設問1で検討した会社法上の措置を取ったことを前提として、Cの乙社に対する株式譲渡の効力について論じなさい。



表

試験科目	受験番号				フリガナ	
商法					氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 氏森 政利
質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp
2025.3.9実施 予備試験答案練習会 商法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項) 1 答案用紙の種類 本答案用紙は、憲法の答案用紙です。 行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。 なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。）。	
2 答案用紙の取扱い 答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。	
3 答案作成上の注意 (1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。 (2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。 (3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。 (4) 答案用紙の表裏を書き通えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。） (5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。	
4 その他 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 氏森 政利

質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp

2025.3.9実施 予備試験答案練習会 商法

商
法
3
頁

45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

商
法
4
頁

67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

参考答案

[商法]

第1 設問1について

- 1 甲社は株券発行会社であるため、甲社株主であるAらがその保有する株式を乙社に譲渡するためには、株券の交付が必要となる（会社法（以下「法」という。）第128条第1項）。甲社はその設立時に株券を現実に発行し、A及びBはこれを保有しているものの、Cは株券を紛失していることから、そのままではCは有効に株式を譲渡することができない。
- 2 この点、株券を紛失したCは、甲社に対して株券喪失登録を請求することができ（法第223条）、これにより喪失した株券を無効とした後で、株券の再発行を受けることができる（法第228条第1項及び第2項）。しかしながら、この手続による場合、株券が無効となり再発行が可能となるのは、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日以降となるため、2023年9月までに株式譲渡を完了させたいという乙社の意向には沿わないことになる。
- 3 そこで、本件においては、定款を変更して株券の廃止手続を取り、甲社が株券不発行会社に移行することにより、株式譲渡を実行することが考えられる。すなわち、株式会社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することで株券不発行会社に移行することができるところ、株券不発行会社となれば、その株式の譲渡はその意思表示のみで実行し得るため、株券を喪失したCも有効に株式を譲渡することができる。
- 4 この点、株券の廃止を行うためには、まず、株主総会の特別決

議によって定款を変更する必要がある（法第466条、第309条第2項第11号）。また、定款を変更して株券を廃止する場合、効力発生日の2週間前までに、株券を廃止する旨、効力発生日、及び同日に株券が無効となる旨を公告し、かつ株主及び登録株式質権者に通知する必要がある（法第218条第1項）。なお、過去に株式の全てについて株券を発行していない会社においては、株主等へ通知をすれば、公告を省略することができるが、本件における甲社は株券を現実に発行していたものであるから、公告を省略することはできない（同条第3項）。

- 4 以上のとおり、甲社は定款を変更して株券を発行する旨を廃止することにより、乙社の意向に従い2023年9月までに株式譲渡を実行することができる。なお、甲社株式は譲渡制限株式会社であるため、譲渡にあたっては甲社取締役会の承認も得る必要がある（法137条）。Aらは譲渡に賛成しているため、かかる承諾取得は特段難しくないと考えられる。

第2 設問2について

- 1 前記のとおり、甲社は定款を変更して株券不発行会社に移行したことを前提に、Cは乙社に対して意思表示のみによって株式を譲渡したものと考えられる。
- 2 他方、本件におけるXは、「50株券」との記載のある甲社の株券を所持していたものであるところ、当該券面には当時の甲社の代表印の押印があったというのであるから（会社法216条柱書）、

当該株券は甲社が有効に発行した株券であるものと考えられる。そうすると、Xが当該株式に係る権利を有効に取得したと解される場合には、乙社とX社のいずれが株主権を取得したものと解すべきかが問題となる。

3 そこで、本件におけるXが、Cの株式を有効に取得したかが問題となる。まず、前述のとおり、Xは甲社が有効に発行した株券を所持しているため、これにより、法131条第1項に基づき、当該株券を占有するXが株主権を適法に有するものと推定されるかが問題となるが、甲社は既に株券廃止の定款変更を行っており、当該定款変更は効力を生じていることに鑑みれば、無効な株券を有するXに対して法第131条第1項の適用はない。

4 次に、甲社株券を所持するXに善意取得（法131条2項）が成立し、株主権を取得しないかが問題となるが、Xが株券を取得した時期が株券廃止の定款変更の効力発生前か後かが明らかではないため、場合を分けて考える必要がある。

5 まず、Xが株券を取得したのが、株券廃止の定款変更の後である場合、Xはもはや無効な株券を取得したに過ぎないのであるから、Xに善意取得が成立する余地はない。

6 次に、Xが株券を取得したのが、株券廃止の定款変更の前である場合、XがCから「株券の交付を受けた」ものであれば、Xに悪意又は重大な過失がない限り、Xは株主権を取得することができる（善意取得 法131条2項）。もっとも、「株券の交付を受

けた」というためには、CがXに対して、その保有する株券の占有を移転させたという事情、すなわちCがXに対して、「現実の引渡」（民法182条1項）、「簡易の引渡」（同条2項）、占有改定（183条）又は指図による占有移転（184条）のいずれかを行ったことを、Xが主張立証しなければならない。

7 本件において、CはXへの株券の交付の事実を争っている。よって、XがCから上記のとおり株券の占有の移転を受けた事実を具体的に主張立証できない限り、Xに法131条2項の善意取得が成立することはなく、Cの乙社に対する株式譲渡については有効と解すべきである。

8 なお、仮に株券廃止前にCからXに株券が交付されていた場合、CはXと乙社に株式を譲渡したこととなり、Xと乙社が対抗関係に立つようにも思える。しかしながら、株券発行会社においては株券の占有が対抗要件となるため（130条2項参照）、株券廃止後に乙社が株主名簿の名義書換を行い、これにより法130条第1項に基づく第三者対抗要件を得たとしても、それより前にXがCから株券の交付を受け、これにより第三者対抗要件を具備しているため、その時点でCあるいは乙社との関係ではXが確定的に株主権を取得したものと解すべきである。ただし、甲社株式は譲渡制限株式であるところ、Xは株式の譲受に際し甲社取締役会の承認を得ていないと考えられるため、甲社との関係では当該譲渡は効力を生じない。

以 上